

「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）（素案）」に係る市民意見（概要）と市の考え方

【対応の方向性について】

- ①計画に盛り込みます（意見を概ね提案どおりに盛り込むもの）
- ②計画に趣旨を反映します（意見の趣旨を計画に反映するもの）
- ③対応は困難です（趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの）
- ④事業実施の中で検討します（事業実施段階で判断するもの）
- ⑤既に計画に盛り込まれています
（既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの）
- ⑥その他（その他の意見など）

パブリックコメント提出状況

人数：3名

件数：27件（重複4件）

No	(素案) 該当ページ	(素案) 該当部分	市民意見	対応の方向性
1	1	序章	計画見直し年度をパリ協定の5年ごとと連動するべきである。	③対応は困難です 計画見直しについては、市の基本計画同様の改定を予定しています。計画の見直し時期については、市の基本計画の改定時期（4年）との整合を図り改定を行います。
2	3、4	序章	地球温暖化対策計画と他計画の関係に「防災計画」を加える必要がある。	③対応は困難です 他計画との関係は、本計画策定の平成30年度（2018年度）時点で記載しています。現計画に「防災計画」を反映するのは困難です。市の基本計画・個別計画で地球温暖化対策・適応策に関する各施策については、次期改定の際に反映を行います。
3	5～7	第1章 1-1 地球温暖化の概要	地球温暖化の影響について「パリ協定」など、具体的に記述するべきである。「パリ協定」が想定している長期の重大なリスクについて具体的記述し、事の重大性を伝えるべきである。	②計画に趣旨を反映します 地球温暖化の影響については、パリ協定等において想定されるシナリオを記載します。本計画は『地球温暖化対策推進法』に基づく計画のため、国の計画を基に記載します。日本が国際的に批准した条約の内容を盛り込み記載します。
4	8	第1章 1-2 国際的な動向	日本の削減目標に対する世界各国からの評価や削減目標の上積みについて議論されていることを追記するべきである。	③対応は困難です 『地球温暖化対策推進法』及び『地球温暖化対策計画』に基づいた内容を記載します。
5	9、10	第1章 1-3 我が国の近年の動向	日本は長期目標として「2050年80%削減」を閣議決定していることも記載すべきである。業務部門だけでなく、家庭部門の削減目標も△40%であることを明記すべきである。	①計画に盛り込みます 第1章1-3及び第4章4-3に「2050年80%削減」と各部門の削減目標を記載します。
6	15	第2章 2-2 三鷹市のこれまでの取り組み	「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期）」における達成状況を記載すべきである。	①計画に盛り込みます 三鷹市が今まで取り組んできた、地球温暖化防止施策について状況を記載します。また「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期）」の達成状況について記載します。
7	15、16	第2章 2-2 三鷹市のこれまでの取り組み	環境啓発事業は、温暖化対策への寄与について客観的な指標で評価することは難しいが、本当に効果がある取り組みであるかという視点を持って評価をする必要がある。	⑥その他 地球温暖化防止に限らず、環境啓発事業を行っています。事業実施後はアンケート等を行い、事業評価を行っています。

No	(素案) 該当ページ	(素案) 該当部分	市民意見	対応の方向性
8	16	第2章 2-2 三鷹市のこれまでの取り組み	太陽光発電設備、蓄電池設置及びLED照明計画の進捗状況と今後の計画について記載すべきである。	②計画に趣旨を反映します 三鷹市で取り組んでいる、再生可能エネルギー導入・省エネルギー導入事例について記載します。公共施設における今後の太陽光発電設備、蓄電池の設置については国の動向等を把握し導入を検討していきます。
9	17	第3章 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題	日本は2050年の削減目標を80%と閣議決定していること、部門別目標を記載する必要がある。	①計画に盛り込みます 第1章1-3及び第4章4-3に「2050年80%削減」と各部門の削減目標を記載します。
10	17	第3章 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題	原子力発電に対しては、市民の意思と国会の勢力図が乖離している可能性があることから三鷹市民の意見を住民投票等で集約し、国へ伝えてほしい。	③対応は困難です 住民投票等は計画記載事項ではないので記載しません。
11	17	第3章 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題	地球温暖化対策について、国へ働きをかけるべきである。	①計画に盛り込みます 地球温暖化対策については全国市長会、東京都市長会などを通して国等へ要望していきます。
12	17	第3章 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題	炭素税など財源対策を反映してほしい。	③対応は困難です 炭素税等は国全体で議論すべきものであり、本計画での記載は困難です。
13	18	第3章 3-2 取り組みの基本方針	ごみ処理施設以外にバイオガス発電の適地はあるのでしょうか。	⑥その他 三鷹市にバイオガス発電の適地はありません。
14	22	第4章 4-2 三鷹市全域の将来排出量	三鷹市全域の将来排出量について家電製品の省エネ化、買い替えが一巡し、人口及び世帯数の増加等を考慮すると現象が続くとは考えられない。	②計画に趣旨を反映します 三鷹市区域の将来排出量は「みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京62区市町村共同事業）」を基に推計しています。数値については、精査し適切な目標数値とします。
15	23	第4章 4-3 削減目標	近年の傾向の推計値を用いるのではなく2050年に80%削減という長期目標から逆算する考え方を採用すべきである。	③対応は困難です 『地球温暖化対策推進法』に基づく目標設定を行います。国の動向等を注視し、必要に応じて見直しを行います。本計画は2030年を目標として計画策定を行います。
16	23	第4章 4-3 削減目標	部門別の削減目標を記載すべきである。また、各部門の削減目標値を見直すべきである。	①計画に盛り込みます 国の削減目標と各部門の削減目標を記載し、削減達成に向けた取組内容を記載します。削減目標については数値を精査します。
17	23	第4章 4-3 削減目標	国の目標を上回る野心的な目標設定が必要	③対応は困難です 国の計画と整合を図り目標を設定します。
18	23	第4章 4-3 削減目標	家庭の取り組みに追加的な対策が必要	④事業実施の中で検討します 地球温暖化対策のために市民一人ひとりの行動が重要となると考えます。市民自ら行動する取り組みを推進していきます。

No	(素案) 該当ページ	(素案) 該当部分	市民意見	対応の方向性
19	23	第4章 4-3削減目標	代替フロンなど温暖化効果が高いガスについても削減する方向で対策を検討し、目標設定すべき。	②計画に趣旨を反映します フロン排出抑制法に基づき、事業者の責任において対策が求められています。市としても事業者へ周知を図ります。
20	27	第4章 4-4目標達成のための取り組み	「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期）」において実施した内容を評価したうえで、第4期計画で実施することを記載すべきである。	①計画に盛り込みます 「三鷹市地球温暖化実行計画（第3期）」の取り組み評価については第2章2-2で記載します。第4章4-4に市民、事業者、市の取り組みを記載します。
21	27、28	第4章 4-4目標達成のための取り組み	外かく環状道路工事の影響を記載すべきである。	③対応は困難です 『地球温暖化対策推進法』に基づく計画において、個別の土木・建設事業に係る温暖化効果ガスは事業者責任として算出されるため、本計画の対象外となります。外かく環状道路工事について記載は行いません。
22	27、28	第4章 4-4目標達成のための取り組み	挙げられている市の施策について、具体的に内容、予算、期限及び成果目標等を記述すべき	④事業実施の中で検討します 市の施策について、取り組み内容の記載を行います。なお、具体的な内容については、事業を実施する中で検討します。
23	28	第4章 4-4目標達成のための取り組み	市民・事業者の省エネ行動の支援、NPOや市民との連携など記載すべきである。また、環境に関する出前授業を検討してほしい。	④事業実施の中で検討します 市民・事業者の省エネ行動の支援、市民等との連携については、第4章4-5「計画の推進、進捗管理・公表」に記載します。なお、出前授業については、事業実施の中で検討します。
24	28	第4章 4-4目標達成のための取り組み	防災・環境保全の観点から、生産緑地の保全等について記載すべきである。	①計画に盛り込みます 緑を活かしたまちづくりの推進として、農地の保全と活用に関する記載を行います。
25	33	第5章 5-4削減目標	温暖化対策の模範となるため、市は率先垂範する高い目標を掲げ、意欲的に取り組むべきである。	②計画に趣旨を反映します 国の計画と整合を図り目標を設定します。
26	33～43	第5章 5-4削減目標 5-5目標達成のための取り組み	各施設の特性を考慮した分析が必要である。	④事業実施の中で検討します 本計画では、施設分類のエネルギー使用量・単位面積あたりのエネルギー使用量のグラフを作成し、削減可能性を検討しました。現地調査を行った施設については、施設区分ごとの対応策を記載します。具体的な対策については、事業実施の中で対応を検討します。
27	45	第5章 5-7計画の推進に向けて	横断的な推進体制を構築するとともに、市民・事業者・NPO等の参加を行うべきである。	②計画に趣旨を反映します 市が取り組んでいる環境マネジメントシステムの取り組みを活用し、市長を委員長とする「省エネルギー推進委員会」を主体とした地球温暖化対策の取り組みを行います。「三鷹市環境保全審議会」への報告とホームページ等による公表を行い、成果の確認を行います。NPO等の参加については、今後の検討課題とします。